

第272回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年11月30日（水）
- 2 開催年月日 令和5年1月17日（火）午後1時30分から午後2時10分まで
- 3 開催場所 盛岡市勤労福祉会館3階 研修室兼展示室

4 出席者

委員（7名）

佐藤由也委員、菊池岩男委員、佐井守委員、村山定雄委員、島川良英委員、
佐野賢治委員、伊藤絹子委員

[欠席委員：高橋愛委員、柏眞喜子委員、峰岸有紀委員]

岩手県

太田漁業調整課長、藤原主任主査、荒木主任主査、高梨主任、玉山技師、
筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、
志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、
五十嵐内水面水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

石田享一

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）

第2号議案 岩手県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について

6 報告事項

(1) 漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について

(2) 岩手県内水面漁場管理委員会諸規程の制定及び改正について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第272回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、新年早々でございます、大変お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。また、県の方々にも御出席をいただきまして、大変御苦労様でございます。

本日、御審議いただく議案でございますが、「遊漁規則の変更認可」、それから「委員

会規程の一部改正」の2件でございます。また、報告事項では「漁業権漁業の行使状況等の報告」、それから「委員会諸規程の制定等」の2件が予定されておりますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、簡単でございますが開会の御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、早速議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は高橋愛委員、柏眞喜子委員、峰岸有紀委員の3名が欠席でございますが、7名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、佐井守委員と佐野賢治委員をお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入ります。第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」を上程します。事務局からの説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により、共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について、当委員会の意見を求められているものでございます。

最初に、本議案に関連します漁業法の規定につきまして御説明いたしますので、資料の13ページを御覧願います。漁業法の第170条を抜粋してございます。

まず、第1項で、第五種共同漁業の免許を受けた者は、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないことが規定されております。また、第3項では、この遊漁規則を変更しようとする時も、同様に都道府県知事の認可を受けなければならないことが規定されておまして、この認可の申請があったときは、次の第4項の規定により、都道府県知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことになっております。今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和5年1月10日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出された諮問書の写しでございます。標題は、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」。本文では、先ほど御説明いたしました漁業法の規定により遊漁規則の変更認可申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されております。また、そ

の下に、「記」として、申請者、漁業権番号と河川名、それから変更概要として禁止区域の設定を内容とする変更であることが記載されております。

変更認可申請の内容等につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。それでは、私の方から第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可」につきまして、御説明させていただきますので、資料の2ページをお開き願います。以降、着座にて御説明させていただきます。

令和4年12月27日付けで、田老町河川漁業協同組合から提出のありました遊漁規則変更認可申請書の写しを添付してございます。今回、田老町河川漁業協同組合から変更認可申請がありましたのは、内共第6号の撰待川における遊漁規則でございます。遊漁規則の変更に関する規定につきましては、先の事務局長による説明のとおりでございますので、ここでは省略させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。提出のありました変更理由書の写しを添付しております。今回の変更理由は、遊漁の禁止区域を新たに設定しようとするものでございます。当該区域においては、魚が滞留しやすく、魚体を比較的認識しやすいため、遊漁規則に定める遊漁可能期間外に釣りによるさくらすの密漁が散見されるなど、繁殖保護に深刻な影響を及ぼしているため、当該区域を禁止区域として設定し、漁業権対象種の繁殖保護を図ろうとするものでございます。

なお、撰待川における漁業権行使規則におきましても、同一の区域を禁止区域とすることとしまして、遊漁規則の変更認可に先立ち、1月10日付けで変更認可手続が完了しているところでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。今回の改正箇所の新旧対照表を添付しております。左側が変更前、右側が変更後となっております。変更箇所は、第4条として新たに「禁止区域」を設定するという規定を追加するもので、禁止する区域は「撰待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域」で、禁止する期間は「1月1日から12月31日まで」の周年となっております。

その後、5ページから8ページまでは、変更後の遊漁規則の全文を添付しております。

禁止区域の地図につきましては、資料の9ページと10ページを御覧ください。地図の撰待川の区域のうち、黒塗りになっている部分を禁止区域にしようとするものです。11ページには、禁止区域の上流端と下流端付近の写真を添付しております。

なお、資料の12ページには、県が策定した第五種共同漁業権遊漁規則認可基準を添付しております。この認可基準に従って、今回の変更認可申請書を審査いたしましたところ、第9の規定でございます「行使規則との整合性」において問題がないため、県としては認可して差し支えないものと判断しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつ

きまして委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら、発言をいただきたいと思
います。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

御意見等がないようでございますので、お諮りをいたします。第1号議案について、
異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決
定をいたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

続きまして、第2号議案「岩手県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」を
上程します。事務局からの説明をお願いいたします。

日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第2号議案につきまして御説明いたします。着座にて失礼いたします。

第2号議案「岩手県内水面漁場管理委員会の規程の一部改正について」。要旨、情報通
信機器の発展を踏まえ、会長が認めた場合、情報通信機器を活用した委員の会議への出
席が可能であることを明示し、円滑な会議の開催を確保するため、所要の整備をしよう
とするものでございます。

ページをめくりまして、1ページを御覧願います。公示案をお示ししてございます。
冒頭の部分を読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会公示第 号。岩手県内水面漁
場管理委員会規程の一部を改正する公示を次のように定める。令和5年 月 日。公示
日につきましては、県の法規担当の審査の終了後に予定をしております。会長名でお出
しします。

今般のですね、改正の趣旨でございますが、冒頭、要旨のところを読み上げましたこ
とと同様ではございますが、パソコンやタブレット等の情報通信機器の発展により、会
長が必要と認めた場合、情報通信機器を活用した委員の委員会への出席が可能であるこ
と、いわゆるウェブ会議の開催に関することを当該規程に明示することについて、所要
の整備をしようとするものでございます。

改正の内容としましては、1ページの表にございますとおり、改正前の委員会規程の
第2条第3項のところを同条第5項とし、同条第3項は「委員は、会長が必要と認めた
ときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話すること
ができる方法を活用して会議に参加することができる。」という規定と、同条第4項に「前
項の規定に基づき委員が会議に参加したときは、当該委員は会議に出席したものとみな

す。」という規定を追加するものでございます。施行日については、公布の日と同日に施行する予定としております。

続きまして、2ページを御覧願います。2ページには、先ほど御説明いたしました規程の一部改正の概要について記載をしております。

また、3ページ以降には、今回の改正案を下線ゴシックで示しました委員会規程の全文を添付しております。

最後になりますけれども、今般の公示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。以上です。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(菊池委員、挙手)

佐藤会長

菊池委員、どうぞ。

菊池委員

通信機器つつうのは、個人で揃えなきゃいけないんですか。それとも支給するものですか。

日向技術主幹兼事務局次長

これにつきましては、事務局等からですね、支給品はございません。各委員さんの方で準備ができる、通信環境が整った場合になります。

佐藤会長

ということだそうです。

菊池委員

個人であるやつを利用せつつうことなんだね。動き悪くなってきたんで、俺のやつは。

佐藤会長

そのほか、ございませんか。

佐藤会長

今の時期にウェブ会議の参加もありだよと、OKだよということに変更したいということなようですが、むしろコロナがまん延してから3年も経っているんだけど、国の方はもうほとんどウェブ会議対応でやっているんだけど、当委員会の場合、ちょっと遅かったのではないのかなあという気もしないわけでもないなあと思っておりました。

佐藤会長

その他、御意見がないようであれば、お諮りをいたします。第2号議案について、原案のとおり公示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり公示することに決定をいたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、報告事項に移ります。報告事項(1)「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」、県の方から説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、御報告させていただきます。お手元の黄色い資料でございます。報告事項(1)「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」の1ページを御覧願います。

こちらの報告は、先般の漁業法改正によりまして、新たに実施することとされたものでございます。改正後の漁業法第90条におきまして、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされておりまして、また、漁業権者から報告を受けた知事は、内水面の漁業権漁業については内水面漁場管理委員会に対して、その内容を1年に1回以上報告するものとされていることから、今回、令和3年度における漁場活用状況等を御報告するものでございます。

報告の対象となりますのは全ての漁業権漁業でございますが、本県内水面の場合は第五種共同漁業のみとなっております。これらの漁業権者であります各漁業協同組合から行使状況報告書を提出していただき、その概要を取りまとめたものが、お手元の資料となっております。

表の見方につきまして、御説明いたします。まず、右上に報告対象期間を記載しておりますが、今回の対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。その下の点検結果凡例としまして、表の右側2列目の「点検結果」欄に記す凡例を示しております。その漁業権が問題なく適切かつ有効に活用されていれば「○」、活用状況についての調査継続が必要というものについては「▲」、現時点で廃場予定の漁場は「×」というものでございます。

表の列、左側から順に御説明いたします。免許番号等としまして、免許番号、河川名と漁業権者を記載しております。組合員行使権には、その漁業権を行使することができる人数と実際に行使した者の実数を記載しております。組合員の漁場活用状況には、1人当たりの年間操業日数と全魚種の合計漁獲量を記載しております。遊漁者の年間釣獲量には、各漁場における推定値になりますが、全魚種の合計釣獲量を記載しております。産卵場造成箇所数には、各漁業協同組合が漁業権漁場に造成した産卵場の数を記載しております。資源管理に関する取組の実施状況には、各漁業協同組合が取り組んでいる漁業関係法令等の遵守状況、採捕制限に関する実施状況、資源増殖及び漁場保全に関する取組の実施状況などを記載しております。

それでは、漁場活用状況を御報告させていただきます。第五種共同漁業権につきましては、1ページから3ページまでにまとめているところでございます。

組合員や遊漁者による漁場活用状況につきましては、漁獲量や釣獲量を把握できずに漁場活用状況を不明と判定しました漁協が7つございます。点検結果を「▲」の調査継続としております。資源管理に関する取組の実施状況につきましては、複数の取組を細かく、詳しく報告している漁業協同組合と代表的な取組をいくつか書いている漁業協同組合の違いはございますが、それぞれできちんと取り組んでおられると認識しております。ただ、実施状況を御報告いただけず、資源管理状況を不明とした漁業協同組合が1つございまして、点検結果を「▲」の調査継続としております。また、活用状況及び資源管理に関する取組の実施状況のどちらも報告がなく、状況不明な漁業協同組合が1つございまして、点検結果を調査継続としております。

調査継続と判定しました合計9つの漁業権漁場につきましては、来年度の漁業権一斉切替えに向けて、今後の活用状況について引き続き、注視していくこととしております。御説明につきましては、以上でございます。

佐藤会長

ただ今、県の方から説明がありましたが、これについて委員の皆様方から御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

ないようであれば、次に移りたいと思います。

報告事項(1) 終了

佐藤会長

次に、報告事項(2)に移ります。報告事項(2)は「岩手県内水面漁場管理委員会諸規程の制定及び改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

日向技術主幹兼事務局次長

それでは、報告事項(2)について、着座にて御報告いたします。

1ページを御覧願います。ここには、規程の制定2件と改正1件について、規程ごとに趣旨、内容及び施行日等を記載してございます。1ページのタイトルを箱囲みです。表示しておりますけども、(1)岩手県内水面漁場管理委員会行政文書管理規程、中段の(2)岩手県内水面漁場管理委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規程、下段の(3)岩手県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の3つの規程は、公文書の管理に関する基本的事項を定め、行政文書の適正な管理を図ることを目的に県で制定されました公文書の管理に関する条例の規定に基づきまして、別途、県の知事の事務部局が定めた規程と同様の内容をですね、当委員会でも規定したものでございます。

これらの規程の施行日は、いずれも公文書の管理に関する条例並びに別途、知事の事

務部局が定めました規程の施行日と同日の令和4年10月1日としてございます。規程ごとの詳細な内容につきましては、資料を後ほど御覧願います。

また、2ページ以降にはですね、今回御報告しております3つの規程の本文等を掲載しておりますので、これにつきましても後ほど御覧願います。以上です。

佐藤会長

ただ今、事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御質問があれば、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

御質問がないようでございますので、次に「その他」に移りたいと思います。

報告事項(2) 終了

佐藤会長

委員の皆様方から、この委員会で共有したい情報などございましたら、お願いをいたします。

(伊藤委員、挙手)

佐藤会長

はい、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

すみません。今ですね、岩手県内で結構、風力発電の再生可能エネルギーの促進ということで、風力発電の事業計画がかなり、いろいろ出されているんですけども、そういう場所を見ますと内水面漁業にとっても重要な上流域というか、渓流域に発電設備が設置されるような案もありまして、その影響とか、そういうものは内水面漁業に大きく影響してしまうのではないかというような懸念もありますので、もし、そういう懸念されるような状況がありましたら、いろいろ意見を聴かせていただきたいなあと考えておりますので、よろしく願いいたします。私、岩手県の環境アセスの委員をしておりますので、その審議会の度にその内水面漁業に対する影響とか、そういうことをなるべく聴くようにはしているんですけども、皆様、現地、私はあまり知らないものですので、そういう情報がありましたら、是非、教えていただきたいと思っております。お願いです、すみません。

佐藤会長

ということなそうです。事務局の方にそういう話が入ったら、委員の皆さんに周知するということですね。

前川事務局長

そういう情報があれば、報告をさせていただきたいと思えます。

佐藤会長

今、伊藤委員さんから出たお話で、我々、現場を管理している立場上、何かそういった案件があれば、当然、連絡は取り合っているのですが、そういう情報が事務局の方に入ったら、委員の皆さんにそういう情報をお知らせするという風にしたいと思います。

伊藤委員

共有していただければ。あまり大きな影響はないと思うんですけども、やはり凄く規模が大きかったり、伐採が凄かったり、河畔林とかをかなり伐採するようなことになるとちょっと困るのではないかなあとって、そういう所は避けるようにとかっていう意見が言えるので、是非、情報提供を、もしありましたらお願いしたいと思いました。

佐藤会長

ありがとうございます。そのほか。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

補足で。先ほどの風力発電に関しては、県内でいろいろ候補地がございまして、その候補地については伊藤先生、御承知のとおりだと思うんですが、実は内水面漁連のですね、内水面の川に対してですね、非常に今、懸念されているのがソーラーパネルの発電の方が影響が多くて、実は菊池委員さんの所の猿ヶ石川もですね、一部で結構、広大な土地がソーラーパネルでやられて、土砂が流失して、僕、潜って調査したりしているんですが、結構、内水面の方で民地の方が、民間の業者さんが土地を買ってそこに開発してしまったので、県の方にですね、報告するっていう義務すらない状態なので、その辺は横断的に皆さんと情報を共有しながら、やっていければいいのかなあとは思っています。

伊藤委員

私、風力の方だけ、凄く今、多いので、ソーラーの方はちょっと気が付かなかったんですけども。もし、そういう事案がありましたら。

佐井委員

後、今、クリーンエネルギーの推進で、西和賀の方にはエネオスさんっていう会社が母体となった小水力発電とかですね、台湾の企業とか、そういったところから土地を売ってくれとかですね、そういう話は、結構来ます。そういうのは、集約して情報を蓄積する部署が岩手県にあるのかどうか分からないので、知ってるけども報告できないということがあるのかも知れません。

伊藤委員

そうなんです、分かりました。ありがとうございます。

佐藤会長

ありがとうございます。佐井さんが言ったことさ、更にもう一つ付け加えられれば、昨年の秋に全国内水面の振興大会がありまして、国の各省庁さんの担当者が、当然、参加するんですが、秋田県から風力じゃなく洋上発電の河川に対する影響という、魚に対

する影響というものを国の方に強く呼びかけているようだっけから。先生、御存じのとおり、行政つつうのはなかなか縦割りなもんでねえ。こういう話があるよって言っても担当課の方さ話が通じるのか通じないのか、分かんないけども。いずれ、全国内水面でもそういったお話が出てるから、内水面の漁業者、結構、ピリカリしてます。

伊藤委員

国としても県としても、再生可能エネルギーを推進したいっていう方針がありますよね。それと環境とか、そういった問題の保護っていうところがなかなかね、意見交換があまりそうスムーズにはいってなくて、とは思いますがね。でも、より良い方向に向かうためには意見が出し合うっていうのは大事だと思いますので、是非、教えていただければと。

佐藤会長

そうだね。そういう風なことで、いろんな情報を共有しながら、この内水面の漁場が壊れるようなことがないように事業を行っていきたくと思います。

佐藤会長

そのほか、ございませんか。委員の皆さんからなければ、県の方からは何かございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

事務局から、何かありませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から今後の予定について御連絡をいたします。

既に皆様のお手元の方に封書の方を置かせていただいております。次回、委員の皆様にお集まりいただく会議でございますが、来年度、令和5年度の漁業権の一斉切替えに向けた対応といたしまして、河口付近の漁業権の取扱いについて海区の漁業調整委員会と認識を共有しておく必要がございますので、内水面委員会と海区委員会の合同の協議会を開催させていただきます。開催日につきましては、封書の方に書いてございます、来月、2月8日水曜日でございます。場所は岩手県水産会館としております。

また、その合同協議会終了後に、引き続き、第273回の内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。

後ほど、事務局の方に出欠の報告をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程は終了したわけでございますので、これにて委員会を閉会といたします。大変御苦勞様でございました。

終了（午後2時10分）
